

第34回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年3月24日（金） 午後1時30分より

会議の場所 こくふ交流センター(国府支所) 2階大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第55号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第289号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第290号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第291号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第292号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第293号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第294号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第295号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第11 | 議第296号 | 農用地利用配分計画(案)について |
| 日程第12 | 議第297号 | 農用地利用配分計画[権利移転](案)について |
| 日程第13 | 議第298号 | 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の設定の廃止について |
| 日程第14 | 議第299号 | 高山市の農地の別段面積取扱基準の廃止について |

日程第15 議第300号 高山市農業委員会個人情報保護法施行条例施行規程について

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

小井戸寿尚

○本日会議に出席した職員等

事務局次長：水橋靖、畜産課長：本山秀治、農地主事：船坂康博
書記：小洞雅喜、植杉祐貴、農地相談員：木戸脇良昭、
飛騨農林事務所農業普及課：深井雅己

職務代理	<p>ただいまより第34回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、議席番号6番の小井戸議員より欠席報告を受けており、出席委員は19名中18名の出席で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。</p> <p>天候が急に暖かくなり、体調管理に気を遣う日が続いており、そしてテレビ等で報道されているWBC(ワールドベースボールクラシック)の大会に連日熱中しておりました。</p> <p>J A営農センターによると、この天候によりハウレンソウが去年より約2週間程度早い出荷状況とのことでした。</p> <p>話は変わりますが、先日良食味米栽培研修会に出席させていただき、テレビでセブンイレブンのおにぎりのCMで放映されている8代目義兵衛という方の話を聞く機会がありました。良質米と言うが</p>

米はその年により味は違うもので、我々は米をブレンドして同じ味を作ることを心掛けている。農家ではないが、米のおいしさを皆さんに届けたい一心である。特に若い人にご飯のおいしさを届けたいと強く思っているとの話でした。私たち栽培農家とは考え方が少し違うと感じたところです。機会があったら是非セブンイレブンのおにぎりを食べてみてはいかがでしょうか。

本日は、本年度最後の総会となります。議事についてスムーズな審議で終了されますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 19番 川上委員と1番 森田委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第55号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

坂
農地主事

今回は59法人のうち3法人について報告します。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、

- ①法人形態
- ②事業要件
- ③構成員・議決権要件
- ④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
3件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4議第289号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、5件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、5件 田畑 18筆 17,498.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第290号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植杉書記

今回は、2件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告いたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、2件 田畑2筆 135.50㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第291号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植杉書記

今回は、10件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも問題ないことを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、10件 田畑 21筆 8,044.80㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第292号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、3件の上程です。

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上3件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

議長 続きまして、日程第8 議第293号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植 杉 書 記

今回は、2件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第294号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 書 記

本日は23件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 畑 6 6 筆 92,552.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第295号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小 洞 書 記 本日は22件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき
田 畑 現況農地の土地等 47筆 79,821.00㎡について、新規
使用及び賃貸借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第12 議第297号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小 洞 書 記 今回は47件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期
間を説明)

以上、47件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とし

ます。

議長 続きまして日程第13 議第298号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別断面積の設定の廃止(案)について を議題とします。
事務局の説明を願います。

船坂農地主事 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別断面積の設定の廃止についての上程です。

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定に基づき農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第17条第1項及び第2項の基準に従い定めた別段の面積の設定については、令和5年4月1日をもって廃止するものです。

理由については、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定に基づき設定した別段の面積について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第5条の規定により削除された令和5年4月1日から施行されることに伴い、その効力が失われることから、高山市農業委員会が定めた別段の面積の設定を廃止するものです。

今回、下限面積要件については、高山市農業委員会が定める別段の面積(現行の面積:令和4年4月1日)を高山市全域30アール、及び耕作条件不利な農地や空き家等に付属する農地のいずれも1㎡について、平成5年4月1日より廃止する案です。

(下限面積要件資料について説明)

この議案が承認されれば、令和5年4月1日から施行します。

以上、別段面積の設定の廃止についてご審議をお願いいたします。

小委員 坂 今回の改正で課題として挙げられることはありますか。

船坂 新規に取得する場合、農地の貸し借りについては、問題無しと考

農地主事	えませんが、法人では農地所有適格法人で無いと農地の所有権移転取得ができません。個人の場合は、下限面積以外の要件は従来と変わりませんので、その他の要件を十分審査して許可を進めていきたいと考えています。
小委員	<p>昨年4月1日に高山市が定める別段の面積を定め、第1項は高山市全域で30a、第2項は耕作条件不利に農地及び空き家等に付属する農地はいずれも1㎡としました。わずか1年で今回は、下限面積要件を令和5年4月1日から廃止と議案が上がりました。これでは、短期間過ぎて一般市民に説明するには失礼と考えます。</p> <p>高山市農業委員会では、見合わせることはできるのですか。</p>
水橋事務局次長	国からの通知によるもので、令和7年度には地域計画が求められています。地域が多様な担い手に移行していく考えがあります。そのため、国が今後多様な担い手にどれだけでも農地を利用していく流れがあると考えていますので、今回の下限面積要件の廃止もその考え方があると思います。
村上委員	経営規模拡大で農地を取得する中で、農業者あるいは不動産関係者が絡んで取得することも考えられます。農地取得後3年は耕作条件ということはあるのか。
船坂農地主事	基本的には、そのようなことの取り決めはないですが、現地確認は必要と考えています。
村上委員	現地確認について、農業委員の確認が必要になってきますが、どこまでの確認になりますか。
船坂農地主事	<p>3条の場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員の確認書が必要になります。現地の位置や耕作状況等の確認をお願いします。</p> <p>事務局でも、申請後の現地確認や耕作状況等の確認を行います。</p>
上堀委員	譲受人が農地を取得しても、自分が耕作せずに又貸しとなる事例が増えてくると考えます。自分が耕作せずに農地を貸してしまう可能性がありますので、譲受人がしっかり耕作するような条件を持ってもらいたいです。

船 農地主事	坂	農地法では、自分で効率的に耕作することが要件となっていますので、その事はしっかりと確認する必要があります。
野 委	尻 員	多様な担い手について説明してください。
水 事務局次長	橋	新たな新規参入など多様な担い手に、新たに農地を守ってもらう考えがあります。地域での話し合いにより地域計画などを作っていく中で、地域の事情によって、例えば移住の新規の担い手などを含めた形で策定することになると思いますが、その周りは地域で判断していただくこととなります。 今後、農振の見直し等も含め、優良農地を多様な担い手を含めて守ってもらうといった事を地域で話し合うやり方もあります。 具体的法解除が示された時点で皆様にご協議いただきたい。
鴻 会	巢 長	農地プランを見直す時に、地域で話し合い、地域ごとに守る農地など、しっかりしていくことが大事ではないか。
野 委	尻 員	農業従事要件が十分でない場合は、どうなるのか。
船 農地主事	坂	下限面積の廃止以外の要件は、従来と変わりませんので、農作業常時従事要件の年間150日以上は、満たすことが必要です。
植 杉書記		新規の農地取得の例で、新たに高山に移住して農業を始めたい意向がある場合、農地を耕作するのに不安定な状態と考えられます。 その場合、耕作を前提として許可をすることを個別毎に可能にする方法として、拘束力はないものの農業委員会で附帯決議を取り意見を附して許可するといった形は可能と考えます。
小 委	坂 員	法的な拘束力はないものの、農業委員会で議論となったものは、その点を意見として通知するしかないのではないかと。許可する事は法的にどうしようもないものがあります。

議 長	今の点は事務局で検討してください。この件は細かく議事録に残して下さい。 申請者に対して担い手などに迷惑をかけないこと等、文言を加えて許可することはできないのか。
植 杉 書 記	許可申請書に一言添えることは可能です。
議 長	その他説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議 長	それでは意見が無いようなので、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の設定の廃止について、委員会で協議した事を議事録に残すことを条件に、承認とします
議 長	続きまして、日程第14 議第299号 高山市の農地の別断面積取扱基準の廃止について を議題とします。 事務局の説明を願います。
船 坂 農 地 主 事	令和3年8月25日開催の第15回高山市農業委員会議第124号で議決した高山市の農地の別断面積取扱基準(令和3年8月25日3農委第50号)については、廃止をする案です。 理由については、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定に基づき設定した別段の面積について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第5条の規定により削除され令和5年4月1日から施行されることに伴い、その効力が失われることから、高山市の農地の別段の面積取扱基準を廃止するものです。 以上、高山市の農地の別断面積取扱基準の廃止についてご審議をお願いいたします。
議 長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。
小 坂 委 員	農地法3条の許可を出すときに、高山市として農地を守る立場から、農家側の姿勢をくみ取り、進めてもらいたいです。

川委	上員	<p>今回の農地法3条の下限面積の廃止について、許可をする場合の一定の基準を設け、運用しないと、該当案件が出たときに的確にしっかり指導ができないと考えます。</p> <p>事務局で、農地の新規取得に係る3条申請時に新規取得する場合の具体的な取扱い及び許可基準をしっかりと設けてほしいです。</p>
川委	上員	<p>農地を守る意見はありますが、荒廃農地を新たに取得して耕作しようとする担い手が増えることは、歓迎したいです。</p> <p>農地を地域で存続していくには、耕作できる新たな担い手に門戸を開くことは良いことだと考えています。</p> <p>今回の変更が、荒廃農地の解消につながれば良いと考えています。</p>
議	長	<p>その他、ご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>それでは意見が無いようなので、ここで高山市の農地の別断面積取扱基準の廃止について、委員会で協議した事を議事録に残すことを条件に、承認します。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第15 議第300号 高山市農業委員会個人情報保護法施行条例施行規定について を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
船農地主	坂事	<p>高山市農業委員会個人情報保護法施行条例施行規定について、制定をする案です。</p> <p>理由については、個人情報保護法の改正に伴う、高山市個人情報保護施行条例の施行に関し、必要な事項を定めるため制定するものです。</p> <p>以上、高山市農業委員会個人情報保護法施行条例施行規定についてご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

異議なしと認めまして、高山市農業委員会個人情報保護法施行
条例施行規定について 承認とします。

議 長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意
見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 それではこれもちまして、第34回高山市農業委員会を閉会い
たします。ありがとうございました。

午後3時00分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

川上 富之 委員

森田 高見 委員
